

特別採捕許可申請にかかる確認事項(内水面)

【特別採捕許可申請の要否確認について】

- ・宮崎県漁業調整規則に基づき、水産動植物の採捕には「区域」「期間」「大きさ」「漁具漁法」などの制限事項が設けられています。
- ・下記のリストを確認し、計画している採捕内容が一つでも項目に該当する場合は、試験研究等の目的であっても制限の解除を受けるための「特別採捕許可」を受ける必要があります。

※いずれの制限にも該当しない(規則の範囲内での採捕である)場合は、本許可申請の手続きは不要ですが、漁業権が設定されている区域等では、別途、漁業協同組合等への確認が必要になる場合があります。

ご不明な点がある場合は、申請前にホームページ記載の連絡先(宮崎県漁業管理課)までご相談ください。

特別採捕許可にかかる内水面調整規則の制限事項

チェック	条	項	号	内容																																										
水産動植物の採捕の許可(遊漁規則に基づくものを除く)																																														
	33	1		(1) えりやな (2) まき網 (3) さし網 (4) しき網(一辺3m以上) (5) よせ網 (6) 地びき網 (7) ふぐる網 (8) 潮張網 (9) す建網 (10) 船投網 (11) しはせき漁法 (12) しは漬漁法 (13) 石置漁法 (14) 鯛付漁法 (15) ほらとびせ漁法(方言板とびき) (16) かつら網、う網漁法(あゆ目的を除く) (17) 火光その他照明を使用する突漁法(あゆ目的を除く) (18) う網漁法																																										
禁止期間																																														
	35	1		うぐい(いだ) 3月1日~4月30日																																										
全長等の制限																																														
	36	1		すっぽん 外殻縦10cm以下 うなぎ 全長25cm以下 こい 全長10cm以下 ほら 全長10cm以下																																										
		2		すっぽん、にじますま又はやまめ(えのは)の産んだ卵																																										
漁具漁法の制限及び禁止																																														
	37	2		(1) 瀬干漁(瀬登漁を含む) (2) かつら網、う網を使用する漁法(あゆを目的とするもの) (3) 潜水器を使用する漁法(簡易潜水器を含む) (4) 火光または照明を使用する漁法(あゆを目的とするもの) (5) 水中に電流を流して行う漁法 (6) 金たらい(方言かんひび)又はびん(ガラス、陶、金属及び化学製品のもの)を使用する漁法 (7) 15cmにつき11節以上の細目の網(はやを目的とする場合及び手たもを除く) (8) 蚊針(ただし3月1日~5月31日)																																										
禁止漁具の積載禁止																																														
	39	2		ふぐる網のうち第37条第2項第7号に該当するものは、水産動植物の採捕の目的をもって船舶に積み込んで서는ならない。																																										
禁止区域																																														
	40			次の表の左欄に掲げる河川のうち同表の中欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。																																										
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一ツ瀬川</td> <td>児湯郡西米良村大字上米良字慎の石石堂川及び石堂川と本流との合流点から上流100メートル下流上米良北堰堤まで</td> <td>周年</td> </tr> <tr> <td>大淀川</td> <td>北諸県郡三股町大字長田字天神原梶山橋(分流沖水川架設)東西中心線より上流200メートル下流200メートルまで</td> <td>周年</td> </tr> <tr> <td>全河川</td> <td>堰堤の上流50メートル下流200メートルまで</td> <td>周年</td> </tr> <tr> <td>北川</td> <td>延岡市北川町長井字新田第3トンネル東口より135度の線から下流可愛トンネル東口より90度の線まで</td> <td>10月1日~12月15日</td> </tr> <tr> <td>五ヶ瀬川</td> <td>延岡市大貫町3099番地地先(通称大瀬川大貫水門)特設標柱より144度の線より上流1,000メートルまで</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>五十鈴川</td> <td>東臼杵郡門川町日豊線鉄橋から上流500メートルまで</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>耳川</td> <td>日向市大字余瀬字開渡頭開渡と日向市大字飯谷字一ツ谷見通線から上流、同市大字余瀬字開渡三郎ヶ江口と同市大字飯谷字鳥川庚申塚見通線まで</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>耳川</td> <td>日向市東郷町山陰字福瀬渡場から下流500メートルまで</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>小丸川</td> <td>児湯郡高鍋町小丸大橋から上流585メートル下流325メートルまで</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>一ツ瀬川</td> <td>児湯郡新富町一ツ瀬橋から上流900メートル下流300メートルまで</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>大淀川</td> <td>宮崎市国道花見橋から下流1,000メートルまで</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>清武川</td> <td>宮崎市大字熊野熊野井堰から下流500メートルまで</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>広渡川</td> <td>東川と西川との合流点から上流1,000メートル東川筋</td> <td>同</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区域	期間	一ツ瀬川	児湯郡西米良村大字上米良字慎の石石堂川及び石堂川と本流との合流点から上流100メートル下流上米良北堰堤まで	周年	大淀川	北諸県郡三股町大字長田字天神原梶山橋(分流沖水川架設)東西中心線より上流200メートル下流200メートルまで	周年	全河川	堰堤の上流50メートル下流200メートルまで	周年	北川	延岡市北川町長井字新田第3トンネル東口より135度の線から下流可愛トンネル東口より90度の線まで	10月1日~12月15日	五ヶ瀬川	延岡市大貫町3099番地地先(通称大瀬川大貫水門)特設標柱より144度の線より上流1,000メートルまで	同	五十鈴川	東臼杵郡門川町日豊線鉄橋から上流500メートルまで	同	耳川	日向市大字余瀬字開渡頭開渡と日向市大字飯谷字一ツ谷見通線から上流、同市大字余瀬字開渡三郎ヶ江口と同市大字飯谷字鳥川庚申塚見通線まで	同	耳川	日向市東郷町山陰字福瀬渡場から下流500メートルまで	同	小丸川	児湯郡高鍋町小丸大橋から上流585メートル下流325メートルまで	同	一ツ瀬川	児湯郡新富町一ツ瀬橋から上流900メートル下流300メートルまで	同	大淀川	宮崎市国道花見橋から下流1,000メートルまで	同	清武川	宮崎市大字熊野熊野井堰から下流500メートルまで	同	広渡川	東川と西川との合流点から上流1,000メートル東川筋	同
河川名	区域	期間																																												
一ツ瀬川	児湯郡西米良村大字上米良字慎の石石堂川及び石堂川と本流との合流点から上流100メートル下流上米良北堰堤まで	周年																																												
大淀川	北諸県郡三股町大字長田字天神原梶山橋(分流沖水川架設)東西中心線より上流200メートル下流200メートルまで	周年																																												
全河川	堰堤の上流50メートル下流200メートルまで	周年																																												
北川	延岡市北川町長井字新田第3トンネル東口より135度の線から下流可愛トンネル東口より90度の線まで	10月1日~12月15日																																												
五ヶ瀬川	延岡市大貫町3099番地地先(通称大瀬川大貫水門)特設標柱より144度の線より上流1,000メートルまで	同																																												
五十鈴川	東臼杵郡門川町日豊線鉄橋から上流500メートルまで	同																																												
耳川	日向市大字余瀬字開渡頭開渡と日向市大字飯谷字一ツ谷見通線から上流、同市大字余瀬字開渡三郎ヶ江口と同市大字飯谷字鳥川庚申塚見通線まで	同																																												
耳川	日向市東郷町山陰字福瀬渡場から下流500メートルまで	同																																												
小丸川	児湯郡高鍋町小丸大橋から上流585メートル下流325メートルまで	同																																												
一ツ瀬川	児湯郡新富町一ツ瀬橋から上流900メートル下流300メートルまで	同																																												
大淀川	宮崎市国道花見橋から下流1,000メートルまで	同																																												
清武川	宮崎市大字熊野熊野井堰から下流500メートルまで	同																																												
広渡川	東川と西川との合流点から上流1,000メートル東川筋	同																																												
	41	1		次の表の第1欄に掲げる河川のうち同表の第2欄に掲げる保護水面の区域で、須崎橋から上流の区域において、同表の第3欄に掲げる期間中、同表の第4欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。																																										
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>期間・漁具漁法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五ヶ瀬川</td> <td>保護水面</td> <td>10月1日~12月15日 さお釣り・あゆやな以外</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区域	期間・漁具漁法	五ヶ瀬川	保護水面	10月1日~12月15日 さお釣り・あゆやな以外																																				
河川名	区域	期間・漁具漁法																																												
五ヶ瀬川	保護水面	10月1日~12月15日 さお釣り・あゆやな以外																																												
		2		次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて小型定置網又はふぐる網により採捕する場合は、この限りでない。																																										
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>水産動植物</th> <th>禁止期間</th> <th>禁止区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>1月1日から5月31日</td> <td>内水面</td> </tr> <tr> <td>にじます(全長15センチ以下)</td> <td>周年</td> <td>内水面</td> </tr> <tr> <td>にじます(全長15センチ超)</td> <td>2月1日から3月31日</td> <td>内水面</td> </tr> <tr> <td>やまめ(全長15センチ以下)</td> <td>周年</td> <td>内水面</td> </tr> <tr> <td>やまめ(全長15センチ超)</td> <td>10月1日から翌年2月末日</td> <td>内水面</td> </tr> <tr> <td>はまぐり(殻長6センチ以下)</td> <td>周年</td> <td>内水面</td> </tr> <tr> <td>はまぐり(殻長6センチ超)</td> <td>7月1日~9月30日</td> <td>内水面</td> </tr> </tbody> </table>	水産動植物	禁止期間	禁止区域	あゆ	1月1日から5月31日	内水面	にじます(全長15センチ以下)	周年	内水面	にじます(全長15センチ超)	2月1日から3月31日	内水面	やまめ(全長15センチ以下)	周年	内水面	やまめ(全長15センチ超)	10月1日から翌年2月末日	内水面	はまぐり(殻長6センチ以下)	周年	内水面	はまぐり(殻長6センチ超)	7月1日~9月30日	内水面																		
水産動植物	禁止期間	禁止区域																																												
あゆ	1月1日から5月31日	内水面																																												
にじます(全長15センチ以下)	周年	内水面																																												
にじます(全長15センチ超)	2月1日から3月31日	内水面																																												
やまめ(全長15センチ以下)	周年	内水面																																												
やまめ(全長15センチ超)	10月1日から翌年2月末日	内水面																																												
はまぐり(殻長6センチ以下)	周年	内水面																																												
はまぐり(殻長6センチ超)	7月1日~9月30日	内水面																																												
	42			次の表の第1欄に掲げる河川の同表第2欄に掲げる区域においては、同表第3欄に掲げる漁具を使用して、同表第4欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。																																										
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>漁具の種類・期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五ヶ瀬川、五十鈴川、耳川、小丸川、一ツ瀬川、大淀川、清武川、広渡川、福島川</td> <td>河海境界線の2等分点を中心として、1,000メートルの半径をもって、えがいた円周によって囲れた内水面</td> <td>ひき網 1月1日~3月31日</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区域	漁具の種類・期間	五ヶ瀬川、五十鈴川、耳川、小丸川、一ツ瀬川、大淀川、清武川、広渡川、福島川	河海境界線の2等分点を中心として、1,000メートルの半径をもって、えがいた円周によって囲れた内水面	ひき網 1月1日~3月31日																																				
河川名	区域	漁具の種類・期間																																												
五ヶ瀬川、五十鈴川、耳川、小丸川、一ツ瀬川、大淀川、清武川、広渡川、福島川	河海境界線の2等分点を中心として、1,000メートルの半径をもって、えがいた円周によって囲れた内水面	ひき網 1月1日~3月31日																																												